

謹賀新年——公文書の中のお正月

本稿の紹介

唐の詩人・王昌齡は赴任先の辺地から、友人たちに言
い送った。「一片の冰心、玉壺に在り」（おれは、ひとか
けらの冰のように透明な心を、玉のように穏やかな精神
の中に入れた——そんな澄み切った気持ちで今はい
る）と。

そんな気持ちでいることは、欲望や悩みに汚れた生身
の人間には簡単ではない。しかし、文書にサインや押印

する、その一瞬の中になら、透明なものが見つかるかも
知れない。過去の歴史の一画に、誰かの透明な思いが残っ
ているのではないか。· · ·と思つて、公文書の森を徘徊
します。今日は何か見つかるでしょうか。

毎年のことですが、やつと新年を迎えることができまし
た。ところで、新年お正月は、生活風俗だと考えるとあま
り公文書と関係ないような気がするのですが、時間という
社会制度の一環だと考えるとたいへん関係があるといいま
すか、切つても切れない縁につながれてしまつているもの
かと思います。それでは、お正月休みのつれづれに公文書
の中に出で来る「新年」を徘徊してみましょう。



——公文書界隈を徘徊する——

一片の冰心、玉壺にありや？

福井 ひとし

第九回



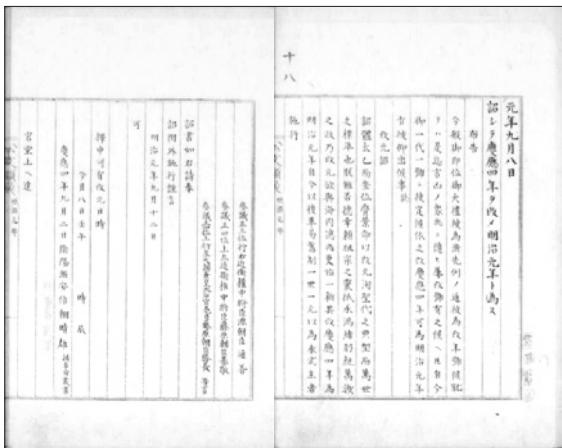
明治元年のお正月

明治元年正月元旦は、新しい御世も始まる日出度い日
だつたに違ひない・・・と思ひませんか。

「ちよつと待て、明治元年にお正月はあつたのか?」

と疑問を持つ方もいるかも知れません。

明治天皇は、慶応三年（一八六七）に孝明天皇急死の後



明治元年は慶應四年の正月元旦は、ご承知のとおり、前年の「大政奉還」「王政復古」の大変革を受けて、幕府側と薩長等連合（まだ「官軍」ではありません）が京都郊外

を受けて践祚しましたが、明治への改元は①のとおり、翌慶應四年に即位式を果たした後、九月八日です。

「それでは、やはりお正月は無かつたのでは」
と思われるかも知れませんが、①の右側、「布告」の三行目下の方に、

改慶應四年可為明治元年旨被仰出候事

（慶應四年を改めて、明治元年と為すべき旨、仰せいで
られ候こと）

とありますように、この改元は、慶應四年をまるまる（一月一日に遡つて）明治元年にします、という形（立年改元）を取っていますので、慶應四年正月は明治元年正月と言つてもいい、ということになります。

ところで、本論には何の関係もないのですが、①の左側を見ると、

（詔び申す、改元日時 今月八日壬午 時辰
と
慶應四年九月二日 陰陽頭 安倍朝臣晴雄

があつて、九月八日午前中という改元の日取りを陰陽頭が決めてくれたことがわかります。

明治元年は慶應四年の正月元旦は、ご承知のとおり、前年の「大政奉還」「王政復古」の大変革を受けて、幕府側と薩長等連合（まだ「官軍」ではありません）が京都郊外

でにらみ合い、一触即発の状況にありました(三日に開戦)。明治天皇紀卷二」を閲するに、この日、天皇は、御風氣にて四方拝に出御せず、

午の刻、小御所上段に出御、簾中に於て朝賀を受けたまふ。

まずお昼ごろから親王、公卿、殿上人、六位が一拝退下、次に、諸侯、医師、非藏人が拝礼。ひととおりおわったのが申の刻なり、とあるので夕方まで続いたことになります。

是の日、新政の趣意に依りて元日・白馬・踏歌の三節会を停む、權中納言山階言成の如きは、其の日記に、「是は不依兵乱、依御「新云々」と註しながら、次に「禁裏、ご衰微只此時也可歎々々」と記す。・・・と、御一新によつて伝統がかえられていくことを公家の中には「ご衰微」と捉えていた人もあつたようです。

明治二年のお正月

さて、明治元年は戊辰戦争やら江戸開城やらが起り、明治天皇も即位式、改元、東京行幸、京都還幸とあわただしく過ぎ去りました。明治二年の新年はどうすればいいのでしょうか。

明治二年には②のとおり新年式が定められ、

年頭御式追て御規則可被為立候へども先明春の処別紙の通り・・・

(年頭の式典については追つて規則をお立てになられるはずですが、まず来年春のところは別紙のとおりとします。)

として、元日の四方拝に三等官以上、親王、大臣が列席、二日には諸侯には御膳、議定や参与にも「御盃」が出るようです。また、③によれば、五等官以上は狩衣、徴士直垂、六等官以上は麻上下(袴)で登城して、
年賀可申上様被仰出候間依て申入候也。

③の左側を読むと、六等官以下も、直垂を持つていれば直垂で來い、とのこと。徴士でそんな服持つてないやつはどうしたんでしょうか。少し心配になります。

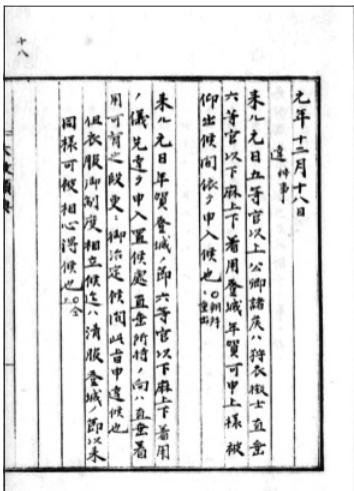
これらは京都での行事なのですが、東京でも登城が行わ

元年十二月廿七日	
年頭御式追テ御規則可被為立候ヘトニ先明春ノ慶	新式ヲ定ム
判給ノ通被仰出候事	
明治二年正月	
元日四方拝	三等官以上 親王
節會	六位
二日大康子御膳	
勤務公卿諸侯 小賛御免	
在京諸侯	未勤
御血	四等五等官
輔相	
五官文書	參與第一
内閣	特事第一

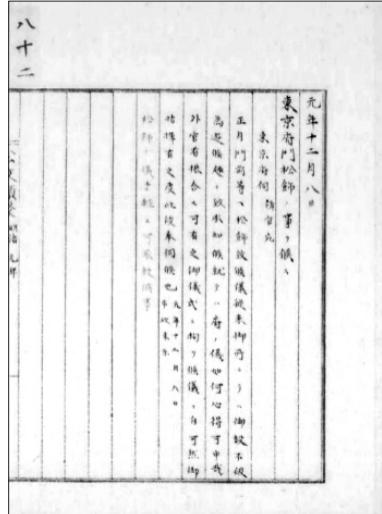
②太政類典・第一編・慶應三年～明治四年・第四四卷・「儀制・朝拝 暫会二 儀式一」中「新年式ヲ定ム」(元年一二月廿七日)

れています。④によれば、東京でも歳末年始の登城をするが、この時は狩衣直垂著用とのこと。服が心配ですね。なお、従者の着服は勝手次第。

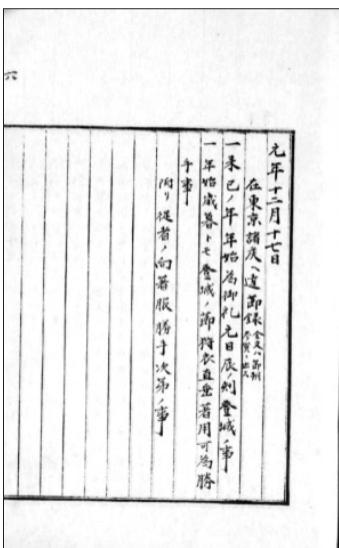
うですね。



③太政類典草稿・第一編・慶応三年～明治四年・第四十八卷・「儀制・徽章」中「年始年賀ノ官員着服并衣服制度確定マテ清服登城ノ節同様心得」



⑤太政類典・第一編・慶応三年～明治四年・第四四卷・「儀制・朝拜・宴会二 諸儀式一」中「東京府門松飾ノ事ヲ候ス」(明治元年一二月八日)



④太政類典草稿・第一編・慶応三年～明治四年・第四十五卷・「儀制」中「在東京諸侯年始參賀並着服」

また、「門松問題」が起っています。⑤によれば、東京府から、
正月門前等へ松飾致候儀從來御所にては御設不被為遊
候趣に致承知候。就ては府の儀如何心得可申哉。
(正月の門松について、御所にては從来設けてこなかつたと承知しているが、(東京)府ではどうしたらよかろうか)
という質問に対し、

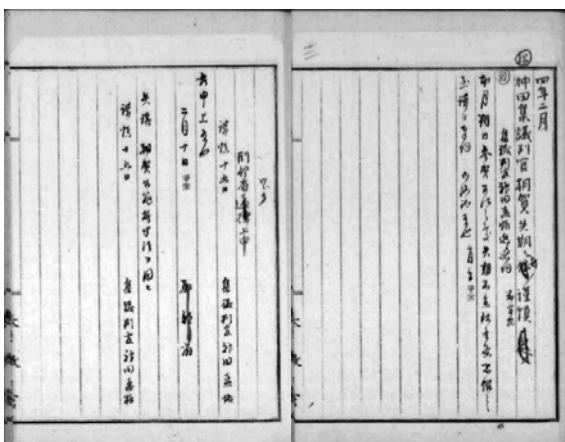
松飾の儀手輕可取設候事。(手軽に設けてもらえばいい。)
という回答になっています。東と西のちがいがあつたよ

明治三年からは東京で

翌明治三年の正月からは、明治天皇は東京におられて、
⑥のとおり「新年式」を執り行われました。

この右側のページを見ていただくと、太政官からは、元日、四方拝参加の「輩」は丑の刻（午前四時ぐらい）、朝

⑥太政類典・第一編・慶應三年～明治四年・第四四卷・「儀制・朝拝 宴会二 諸儀式一」中「新年拝賀式ヲ改ム」（明治二年一二月廿七日）



⑦太政類典・外編・明治二年～三年・「治罪法・行刑・参賀・失儀」中「神田集議判官朝賀失期ニ付謹慎ノ件」

のひとです。このときは元老院議員、男爵、貴族院議員となつた洋学者・神田孝平そしては地租改正を建

拝に参加する奏任官等は寅の刻（午前六時ぐらい）にそれぞれ「無遅々」に参朝のこととされています。遅刻をしてはいけません。

しかし、翌四年の新年式には、遅刻者が出来ました。

明治四年二月、集議判官の神田さんというひとが「朝賀」失期を咎められて謹慎一五日を申しつけられています。

ほんと怪しからん

やつだなあ、こんな やつどこにでもいる んだよな、と思いな がら名前をよくよく 見ると「神田孟恪」。

「孟恪」は神田孝平（かんだなかひら）。

の「字」（あざな）

ですから、なんとのひとは元幕府開成所教授、明治政府で

議、また大学大丞を兼務。四年一月には兵庫県令。

神田さん（だいがくだいじょ）の履歴書（⑧）を見ると、明治元年に開成所御

用掛、同年七月上坂（京都ではなく大坂）して小松帶刀に

「諸事問合可致事」とされています。左の方に明治四年が

あります。この二月には特に謹慎の記述無し。本人が申し出なかつたか、書く必要の無い事項と判断されたのだと

思いますが、一方、明治二年の「全（同）月（九月）廿四

日」に「うかがい」に

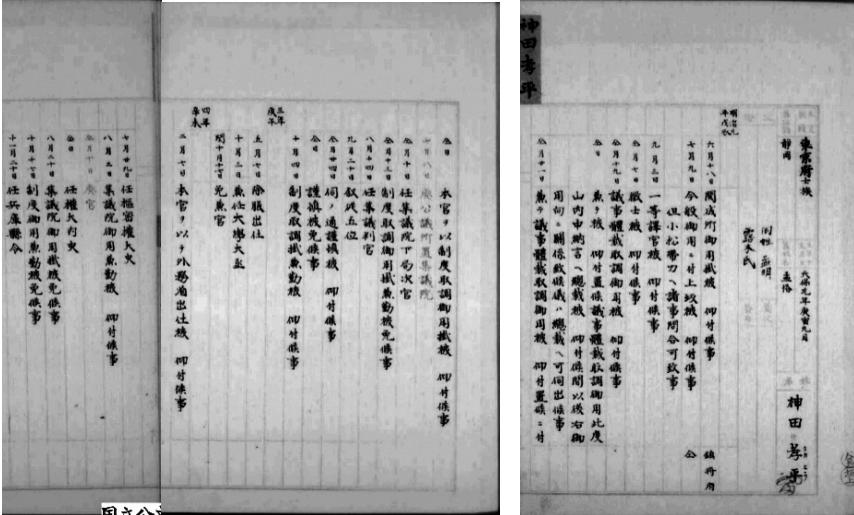
同の通謹慎被仰付候事

さらに、「全（同）日」付けで「謹慎被免候事」という

履歴が入っています。同日付けで免除されたこちらは書いてあつて、四年二月のは書いてない。気になりますよね。

しかし今回はここまでにしておきます。

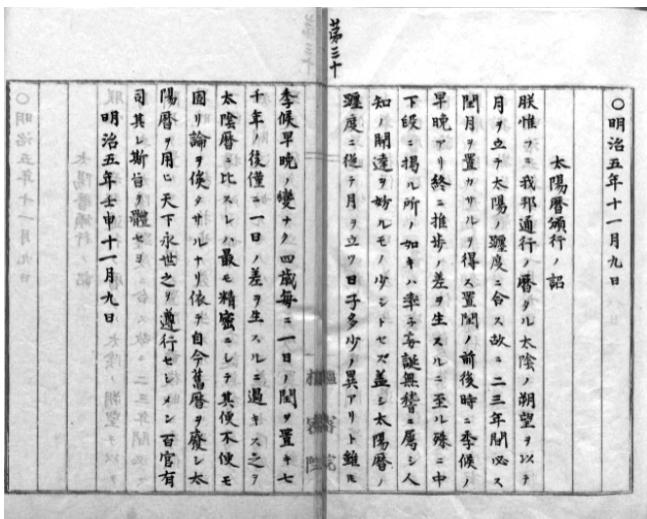
神田孝平については、元大蔵次官で、かつて「公文書管理の在り方に関する有識者会議」の座長を務められ、国立公文書館の顧問もされていた尾崎謙さんが評伝小説「低き聲にて語れ——元老院議官 神田孝平」でその生涯と時代を活写しています。以前もらつて読んでたのを思い出して、この遅刻や前年の謹慎について何か書いてあるかな、と確認してみましたが、記述は無さそうです。気づいてなかつたかも知れませんので、今度報告しておきます。



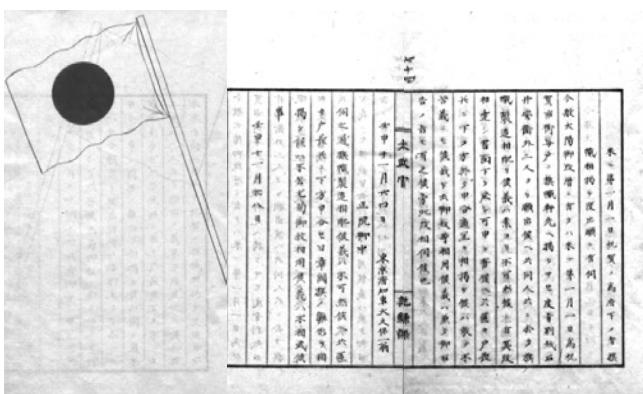
⑧職務進退・元老院・勅奏任官履歴原書 中「神田孝平」

太陽暦の採用

明治五年一二月三日（旧暦）が明治六年一月一日（新暦）になりました。いわゆる「改暦」の儀（⑨）です。この大事件に江戸つ子？が早速反応しています（⑩）。



⑨勅語類・明治詔勅　自明治元年至同二九年一二月・乾中「太陽暦頒行ノ詔」。内閣官房が執務用に歴代の詔勅を集めたものです。事情がよくわからないのですが、この詔はなぜか「枢密院」の野紙に書かれています。



⑩公文録・明治五年・八十五卷・壬申八～一一月・東京府伺人（八月・九月・十月・十一月）中「新年祝賀毎戸日章旗指建願ニ付伺」（明治五年一一月廿五日伺、廿八日回答）

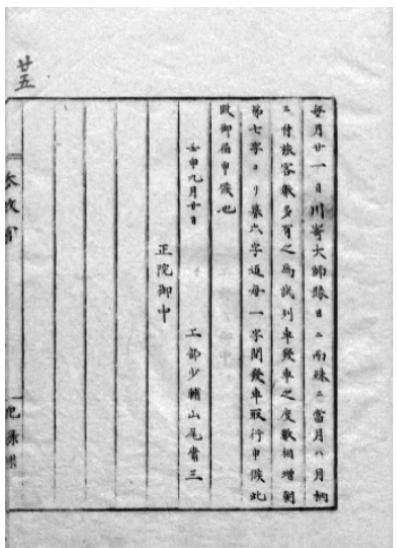
太陽暦への改暦に伴い、新暦による第一月一日に、府内各戸ごとに旗幟を掲げさせてはどうか、そのため旗を製造して配布したい、と石井安衛以下二人から願いがあつたが、家ごとにではなく戸長等の家に掲げることとした旨、府知事・大久保一翁から伺いがありました。太政官は

同之通旗幟製造相配布候儀は不可然候へ共、区々戸長
并に下方申合せ日章国旗の雑形を相掲げ候は不苦。尤
御紋相用候義は不相成候事。

この日の丸掲揚に見られるように、「改暦」が正月元旦

と回答。日の丸はいいけど菊の御紋はダメだ、とのこと。

この日の丸掲揚に見られるように、「改暦」が正月元旦を強く意識させ、改暦が公表されたのと同じ九月（旧暦です）の鉄道開業が相まって、元旦に寺社にお参りする「初詣」の風習を惹起したのではないか、という説があるそうですが、これについては明治期の初詣風俗の形成を研究した平山昇さんの考証があつて、結論は「そのような形跡は認められない」そうです。



⑪公文録・明治五年・第五八卷・壬申七月～九月・工部省同(七月・八月・九月)中「川崎大師縁日汽車度数増届」

明治五年九月一二日（旧暦）に新橋・横浜間の鉄道が営業を開始（一二日は儀式で、実際の営業開始は翌一三日）しました。その後の九月二十日に、工部少輔・山尾庸三から太政官正院あてに、⑪が出されています。内容は、毎月廿一日川崎大師縁日に而、殊に当月は月柄に付旅客

數多有之為、試列車発車の度数相増・・・

ことにしたので、御届申し候なり、というのです。

このよくな動きが「初詣」ブームにつながったのではないか、というのですが、

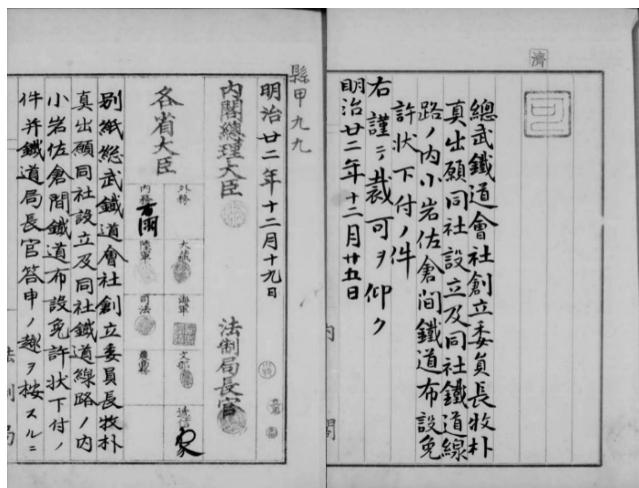
東京の社寺参詣は比較的スムーズに新暦に移行した：・・・正月二一日の初大師は新橋から汽車を利用して参詣をする人々で賑わうようになつた。・・・これは鉄道によつて江戸時代以来の参詣が一層便利になつただけのことであり、何の不思議もない。

注目すべきは、元日の川崎大師参詣の定着である。・・・そのことが明確に確認できるのは明治二〇年代である。

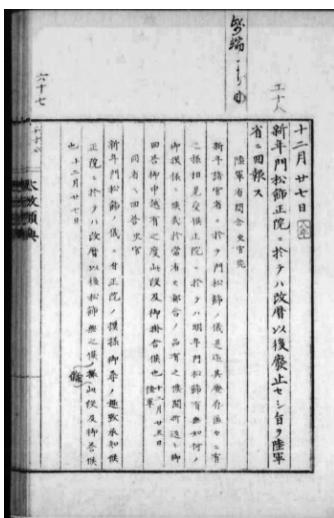
というのが、平山先生の分析です（「鉄道が変えた社寺参詣」三七・三八ページ）。

川崎大師と並ぶ明治期の人気初詣先であつた成田山への鉄道路線が申請されたのも明治二三年になります（⑫）から、この時期には初詣に限らず、社寺に鉄道で出かける、ということが常識になりはじめたのでしょうか。ちなみに、どちらも鉄道会社の広告に「初詣」（当時の読みは「はつ

まいり）の文字が入るのは明治四五年とのこと。改暦に關しては、こんなやりとり（13）もあります。明治八年の年末、陸軍省から、諸官省の門前の門松はあつたり無かつたりだが、太政官正院についてはどうしているか、という問い合わせがあり、太政官からは、



⑫公文類聚・第一三編・明治二二年・第四七卷・運輸七「橋道鉄道附二」中「總武鐵道會社ヲ設立シ東京府下小岩ヨリ千葉県下千葉ヲ経テ佐倉ニ至ル鉄道布設ヲ免許ス」（明治廿二年裁可）



⑬太政類典・第二編・明治四年～十年・第48卷・「儀制三・諸儀式一」中「新年門松飾正院ニ於テハ改暦以後廢止セシ旨陸軍省へ回報」（明治八年一二月廿七日）

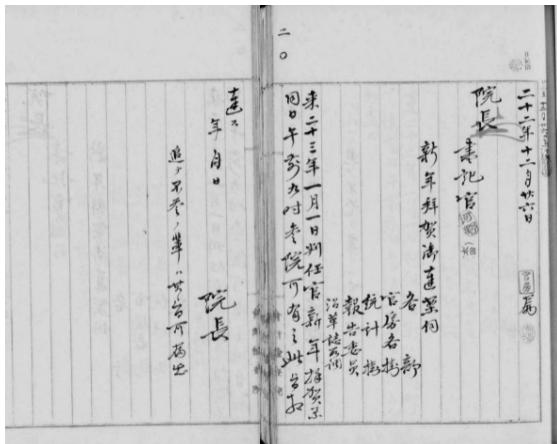
明治一三年に太政官の下に設立された会計検査院は、明治二二年の会計検査院法で、國務大臣から独立した天皇直属する機関とされました。現在も内閣から独立しています。特に戦前の資料など、当時の官庁のリアルな姿を垣間見ることができます。

新年門松飾正院に於ては改暦以後廃止せし旨回報した、ということですから、明治初期の人々にとつて、「改暦」が正月を大きく変えたエポックメークングな事件だったのは事実ではないかと想像します。

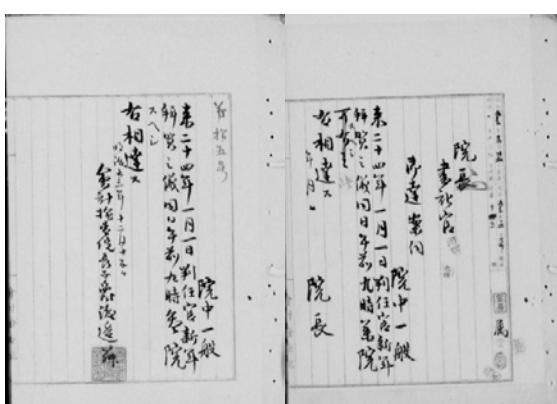
見させてくれるものがよく残されていて、参考になります。

会計検査院の文書を使って、憲法発布の前後、近代国家としてみたいたいと思います。

明治二二年に独立機関になった会計検査院の最初の年末である同年一二月廿六日、会計検査院長・渡邊昇から、各部・官房各掛など當て、「来る一月一日、判任官新年拝賀



(14) (会計検査院) 自明治二二年至二六年「院中達一」中「判任官新年拝賀時限の件」(明治二二年一二月廿六日)



(15) (会計検査院) 自明治二二年至三〇年「院中達二」中「新年拝賀刻限の件」

のため同日午前九時に参院有るべし」との通知がなされました。(14)

渡邊昇は旧大村藩士、江戸で剣術修行中に、近藤勇、桂小五郎らと親しみ、幕末期には薩長同盟に関与、大村勤皇

党幹部として新選組からも目をつけられていたそうです
が、維新後大阪府知事、会計検査院長、貴族院議員を歴任。
福岡県令、福島県知事であつた渡邊清の実弟。剣術（實際

に人斬りも経験してい

る）では明治天皇の御前

対決でも無敵に近かつた

そうですが、ただ一人、

山岡鉄舟には勝てなかつ

たといいます。

というような強面の院

長からの通知、しかも左

側を見ていただくと、

追て不參の輩は其旨

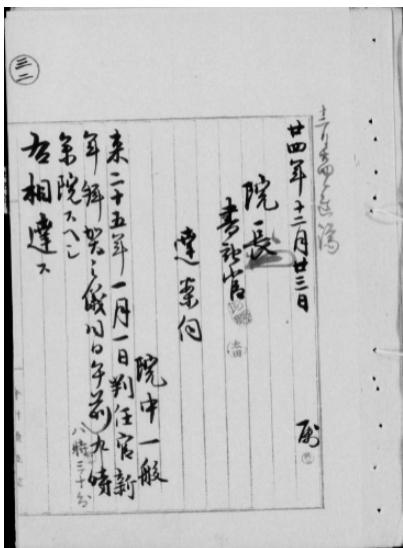
可届出

とのこと。「不參の輩

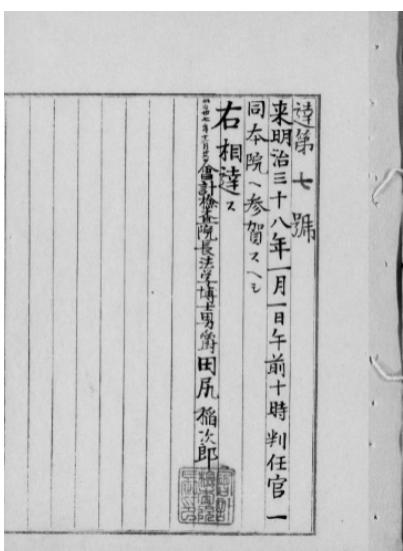
ときました。ほぼ強制と
考えていいでしょう。

翌二三年末の通知(15)

二四年正月)は「不參の



(16) (会計検査院) 自明治二年至明治三十一年「院中達二」中「二五年一月一日判任官新年参賀として参院方達」



(17) (会計検査院) 自明治三四年至明治四四年「院中達五」中「新年に付判任官參賀の件」(明治卅七年一二月廿六日付)

「輩」が消えてまるやかになつたかのように見えるのですが、右側ページで「可有之」が消されて「すべし」に修正され、そのまま左側の通知になつています。「不参」はありえない、届け出てもダメだ、ということではないかと思います。さらに、二四年の通知（16）（二五年正月）は、「九時」にわざわざ修正線が引かれて八時三〇分集合になりました。この通知は明治三一年が抜けているようですが、そのあとも三七年（三八年正月）までは毎年遺つていて、ただし、田尻稻次郎院長（明治三四年～大正七年）の時代に、登院時間を一〇時にしてもらいました（17）。

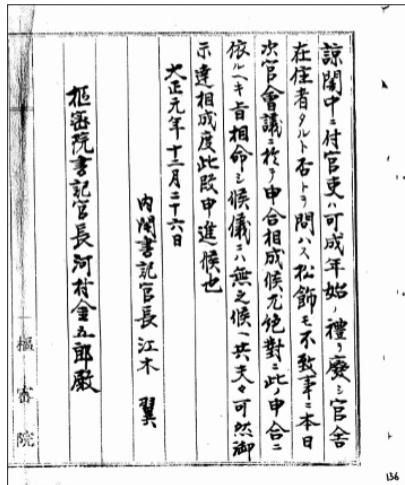
田尻稻次郎はたいへん興味深い人です。薩摩藩士（京都

留守居役）の子、少年時代を混乱の京都で過ごし、慶應義塾、大学南校を経て米国留学、帰国後は大蔵省入省、国会開設の大蔵省で銀行局長、主税局長、大蔵次官を歴任、会計検査院長の後、東京市長も務め、日本初の法学博士、大隈重信の姻戚でもあるというすばらしい経歴……なのですが、洋服を一着しか持つておらず「北雷」（きたなり）とあだ名され自分でもそのまま雅号にしたり、衆議院選挙に出て鳩山一郎に負け（得票数一票）、東京市長時代にはその服装がみすぼらしいのを「タジれた」という形容詞にまでされてしまつたが意に介するところがなかつた、といふ。

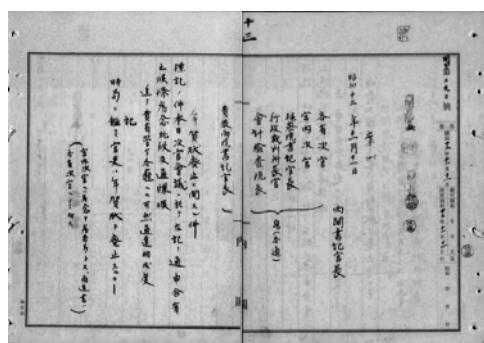
大正元年の門松

シ一の表れでしようか。

時局に鑑みる



(18) 枢密院文書・宮内省往復・稟議・諸届・明治四五年～大正元年中「諒闇中官吏ハ可成年始ノ礼ヲ廢シ松飾モ不致事ニ次官会議ニ於テ申合方内閣書記官長通知」(大正元年一二月二六日)



(19) 公文雜纂・昭和一二年・第一卷・「内閣一」中「年賀状廃止ニ関スル次官会議申合事項ニ関スル件」(昭和一二年一一月一一日付)

この(18)は以前「事務次官会議」を扱う中で触れたことのある最古の次官会議申合せと推定されるものですが、(13)で太政官では明治六年からは飾られていない、と言つていた
門松も、官吏の自宅では飾られていたことが明らかになります。(18)の申合せは諒闇であるので年始の礼や松飾もしないと決めたが、
絶対于此の申合に依るべき旨相命候儀には無之候。共
夫々可然御示達相成度。

というなんだかはつきりしない言い方も大正デモクラ
それがしかるべきであるからこそあるべきだ
夫々可然御示達相成度。

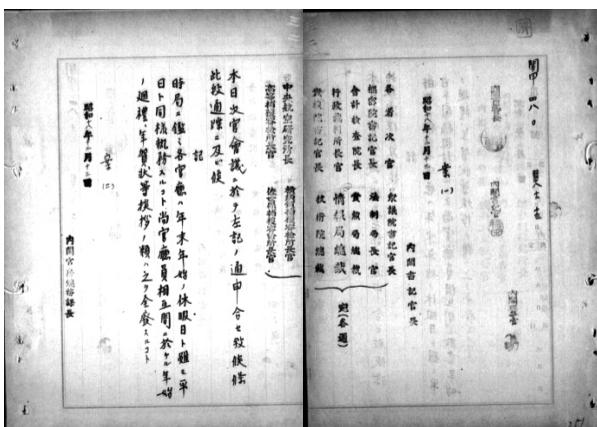
昭和一二年七月七日に盧溝橋事件が起こり、近衛内閣は国民精神総動員を実施します。この時局に鑑みて、昭和一二年一月一日の次官会議で「年賀状廃止に関する件」が申し合わされ、(19)により、内閣書記官長から各省次官等に通知、

時局に鑑み、官吏は年賀状を廃止すること

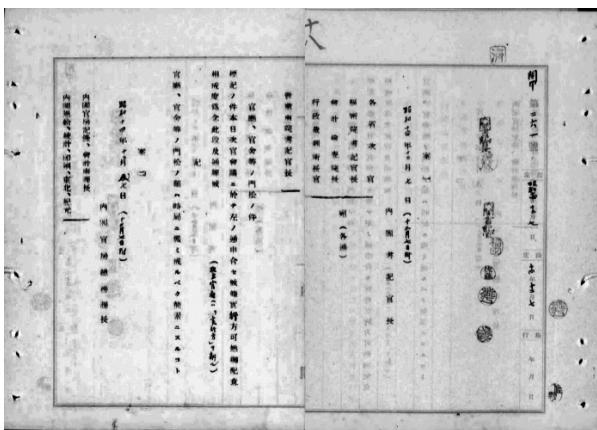
になりました。戦後の感覚だと郵便事業を所管する通信大臣が大反対するのではないかと思つてしまいますが、戦前の年賀郵便特別取扱制度の目的は、キャンペーン的に年賀はがきや切手の売り上げを稼ぐことよりも、そのままだと正月元旦に配達されるよう年未ぎりぎりに投函されてしまう年賀状について、年賀状であることを明確にして

(例えは年賀切手を貼る) 一定の取り扱い期間に出していくれば元旦に配達するという制度(サービス)を利用してもらつて、郵便職員の負担を軽減することにあつたそうですが、年賀郵便そのものが減ることには役所側の抵抗は無かつたらしい。申合せの時期を見ると、当時は一二月中旬ぐらいから書き始めていたのでしよう。

②公文雑纂・昭和一四年・第一巻・「内閣一・次官会議申合」中「官庁、官舎等ノ門松ノ件」(昭和一四年一二月七日)

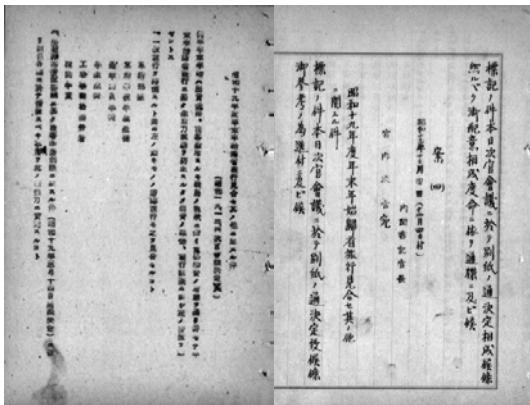


②公文雑纂・昭和一八年・第五巻・「内閣五・次官会議関係」中「各官庁ノ年末年始ノ休暇日執務及年始年賀等ノ挨拶類全廃ノ件」(昭和一八年一二月一三日)



さらに二年後、昭和一四年の末には、^{②〇}にあるとおり、官庁、官舎等の門松について、
本日次官会議において左の通申合せ候條^{そつあうじょう}实行方^{しきかうほう}可然^{しかるべく}
御配意相成度為念此段及通牒候。^{あいなりたくねんのめい}（地方官府には「実行方」を削る）

官庁、官舎等の門松の類は時局に鑑み成るべく簡素にす
ること



②公文雜纂・昭和一九年・第二卷・「内閣二・次官會議關係」中「昭和十九年度年末始歸省旅行見合せ其ノ他ニ関スル件」（昭和一九年一二月四日次官會議決定）

ということになりました。ものものしい通知文に対して

「成るべく簡素」、つまり簡素にすれば立ててもいい、と読めてしまふので、なんだか拍子抜けします。

さらに鑑みるべき時局が押し詰まつてきました。昭和一八年未^{②一}には、

時局に鑑み各官庁は年末年始の休暇日と雖も平日と同様執務すること。尚、官庁員相互間に於ける年始の回礼、年賀状等挨拶の類は之を全廃すること。

が申し合されました。平仮名にしてみると實にわかりやすい文章になつています。もうものものしくする余力も無くなつてきましたのでしようか。

昭和一九年未には官吏の執務や年賀回礼廢止に加えて^{②二}で国民に向けても帰省旅行の見合せなどが呼びかけられています。もちろん電車での初詣も自肅の対象です。

新年奉祝の時間

国民精神総動員の一環として、昭和一二年から、正月元旦に祝賀会や「新年奉祝の時間」を設けるよう、官庁その他に呼びかけがありました。こういう連絡をかなり忠実に部内に通知していた枢密院の文書から、ちよつと細かくて恐縮ですが、呼びかけの変化をたどってみます。

昭和一二年末^{②三}は次官会議決定の形を取つて内閣書記官長から通知されていますが、概略、「聖寿の無窮を寿ぎ、

時局の重大性に鑑み、举国一致・尽忠報國の念を新たにし、」

1 官庁や学校では奉拝式や祝賀会においてこの趣旨を

徹底する。

2 市町村では神社、学校など適当な場所において祝賀の方法を講じて趣旨を徹底。

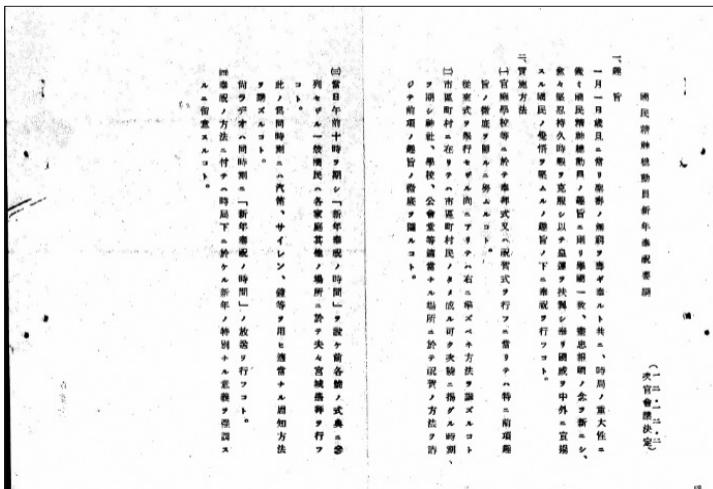
3 午前十時を期して「新年奉祝の時間」を設け、式典に参加しない一般国民はこの時間にそれぞれ宮城遙拝。この時刻を汽笛、サイレン、鐘等によつて周知。ラヂオもこの時刻に放送。

4 時局下における新年の特別な意義を強調するに留意。

するよう言つています。4は具体的な内容がよくわかりません。

一七年の奉祝実施については、(24)のとおり内閣ではなく大政翼賛会の事務総長から通知されきました。奉祝の時間が午前九時になり、宮城遙拝に加えて「万歳奉唱」がわり、官公庁、学校、銀行、会社、工場などでは（必ず）祝賀会等を開くこと、とされました。

ところが、この通知が出された一二月六日の二日後、我が国は米英に宣戦し、太平洋戦争が開始されます。大あわてで、だと思うのですが、(25)が発出されてしまいます。「奉祝の実施に当たっては時局の新段階に於ける実情を十分に取り入れて」対応することや、汽笛・サイレン・鐘は時局下鳴らさない、といったことが追加されています。それにしても「時局」とは便利な言葉ですね。



②枢密院文書「官規に関する書類附儀礼」中「国民精神総動員新年奉祝に関する件」(昭和一二年一二月二日内閣書記官長通知) 中「要綱」(昭和一二年一二月二日次官会議決定)

(26)は昭和一九年年末、すなわち二〇年の正月向けの通知です。

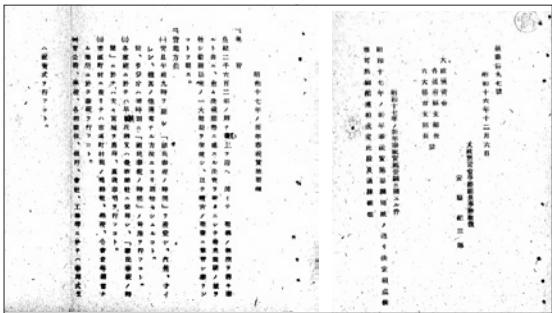
各国民は早朝氏神又は最寄りの神社に参拝し、午前九時の国民奉祝の時間には宮城を遙拝すること、官庁、学校、会社、船舶などでは必ず拝賀式を行い必勝祈願を行うこと、汽車・汽船・電車・乗合自動車の中では、乗務員らが国民奉祝の時間を知らせること、汽笛・サイレン・鐘は鳴りま

せん、といったことが書かれています。

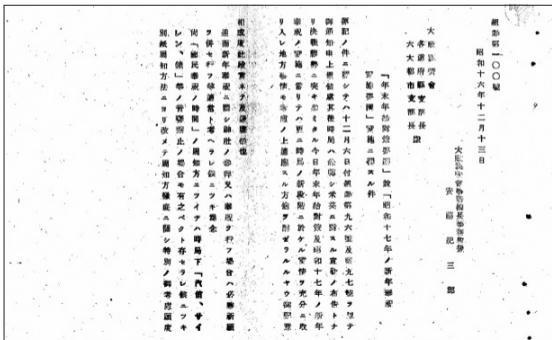
平和なお正月がやつてきた

昭和二〇年、戦争が終わりました。戦後のお正月について、いくつかのエピソードを拾つてみます。

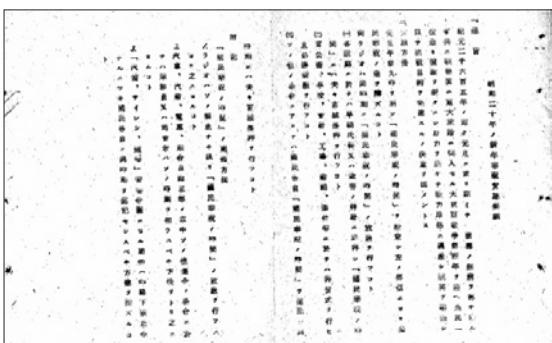
昭和二三年のお正月に際して、国旗を掲揚していいかどうか。問い合わせたのだと思いますが、占領軍連絡事務所



②枢密院文書・宮内省往復・稟議・雑書・昭和一六年中「昭和十七年ノ新年奉祝実施要綱二関スル件大政翼賛会事務総長取扱通牒」(昭和一六年一二月六日)



②同上中「年末年始対策要綱」並「昭和十七年ノ新年奉祝実施要綱」実施二関スル件」(昭和一六年一二月一三日)



②枢密院文書・宮内省往復・稟議・雑書 昭和一九年中「大政翼賛会事務総長ヨリ昭和二十年ノ新年奉祝二関スル件通知」(昭和一九年一二月二一日)

から連絡がありました（㉗）。厚生省が残してくれたものです。

左側の英文を一生懸命読んでみると、国旗掲揚について

は「NO OBJECTION」と言っているようです。「問題ない」でいいのかな。もしかしたら「ノー！」じゃまだかも。・・・と思ったら、ちゃんと右側の和訳がついて残されていました。

「何ら異議がない」

という訳になっています。

お年玉付き郵便はがき

郵政省（昭和二十四年に遞信省が分割されて成立）は㉘の法律により、

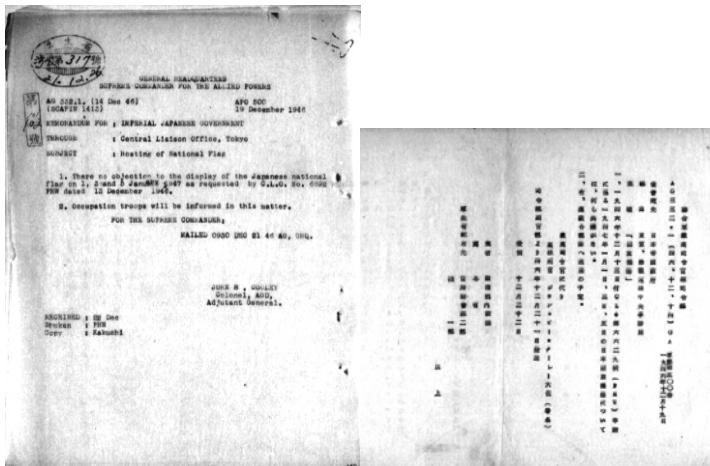
くじびきによりお年玉として金品を贈るくじびき番号つきの郵便葉書（以下「お年玉つき郵便葉書」という。）を発行することができる。

ことになりました。第一条第二項に一字だけ修正があります。ここまできて間違いが発見されたのか！と青くなりますが、ここは同年の当用漢字字体表の公表に伴い、

前項の金品の単価は、二万円をこえではならず、・・・

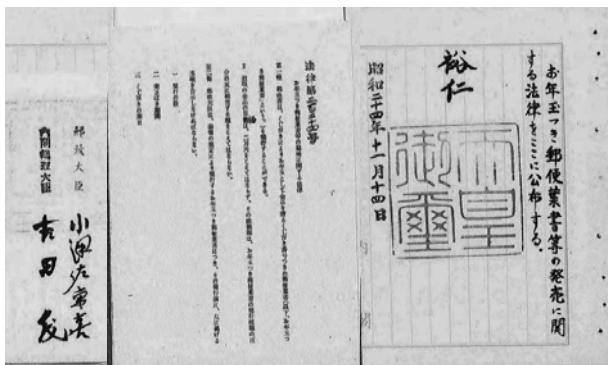
とある「単価」の「価」の字が旧字体の「價」だったのを修正しただけなので、間違いではありませんでした。あよかつた！同年六月一日に遞信大臣から移った小澤左重喜初代郵政大臣もほつとした・・・いや、そんな細かいところはどうでもよかつたかも知れません。

小澤大臣は丁稚奉公から弁護士、代議士へと進んだ自由



㉗（厚生省）運営覚書（その他、参考）（昭和二〇年～二五年）中「（新年）国旗掲揚の件」（昭和二一年一二月一九日）

党系議員です。この後、安保条約改定の際には衆議院の特別委員長としてまさにあだ名どおりの「闘牛」のように躍りました。当時も有名人ですが、現在では、小沢一郎さんのおやじさん、というのが一番通りがいいかも知れません。



そんなことになるとは誰も予想していなかつた
もう一つ、今まで続く行事のはじまりを見ておきたい
です。

②の文書は、宮内府から総理府への通告です。昭和二二年一二月三〇日、翌二三年の皇居での「拝賀」について告示がなされたのでその写しを送つてくれました。その中に驚くべき一項が入っています。

一月一日の午前一〇時から親王、親王妃、大勲位、親任官・・・午前一〇時三〇分からは宮内官たちが拝賀。その次に、一日の正午より午後四時まで、二日は午前九時より午後四時まで、皇居正門から参内して参賀簿に署名することができる。その後がびっくりします。

参賀者の資格に制限はない。

服装についても国民服でもいい、と書いた上に、最後に失礼を失わない他の服装をもつて代えることができる。

誰もが皇居の正門から入つて、参賀簿に自分の名前を書いてくることができる。おそらく当時の国民にとって、夢のようなことだったに違ひありません。

以下、「昭和天皇実録」昭和二三年一月条を参考にします。

初日、参集者が多かつたため宮内府はいくつかの手直しをします。一五分早く開門、告示では制限していた未成年者も同伴なら認める、参賀簿を一つにまとめる（当初は天

皇、皇后、皇太后の三冊)、退出口を変更して正門から坂下門に変える。参賀者総数は六万~七万人。

二日は帰路を最初から坂下門に誘導。実はこの道は現在でもそうですが、宮内府(現在は宮内庁)の庁舎の前を通ることになります。当時、空襲で宮殿が焼けていたため、昭和天皇はこの庁舎の二階を執務室(宮殿にも使用)にしておられました。



②昭和二年總理府公文卷五 恩給局・賞勲局・宮内庁・行幸行啓 中「昭和二十三年新年の拝賀及び参賀の件」(昭和二年一二月二〇日宮内府告示)



③毎日新聞・昭和二三年一月三日版。右下の文字、ちょっと読めないと思いますが、

「・・・余りの賑わいに午後一時四十五分なんの前ぶれもなく、天皇陛下が皇后さまと・・・屋上にお出ましになり、だれかが見つけた陛下のお姿に「天皇陛下万歳」と叫べば、天皇陛下・・・皇后さまもごあいさつになって、午後二時十五分お帰りになった。」

と、記者も興奮混じります。

参列者が長蛇の列をなしていると聞いて、昭和天皇は御覽になりたくなつたらしいのです。ただ、執務室からは外が見れない。そこで、天皇は梯子を使って屋上に出られた。しばらく多数の参列者を見ておられるうちに、やがてこれに気づいた参賀者の間から万歳の声があがる。(30) 万歳奉唱に帽子を振つてお応えになる。しばらくして皇后もお出ましになり、お揃いで参賀者にお応えになる。参

賀者総数は一三、四万に達する。（昭和天皇実録）

その後、昭和二九年に十数人の圧死者を出した事故（二重橋事件）や四年のパチンコ事件を乗り越えて、三代の天皇が続けられている新年一般参賀の始まりです。君主と国民の間の「偶然」から始まつたとは、まるでおとぎ話のようではないかと思うのですが、読者諸姉兄におかれでは如何思われますか。

お正月は忙しい人もいる

わたしなどずっと公務員をしていた関係で、お正月といふと、年末に霞が関総出で政府予算の概算閣議決定を行つた後は、来年までお休み！ という気分になるのですが、わたしが休みの間も交通・警備・流通などいろんなところでいろんな人に働いてもらっています。みんなで何とか豊かで安らぐ国を作つてきたので、今年も、みなさんと、それから「年玉」を持って来てくれる神さまのおかげで佳き年になる・・・といいのですが、さてどうなりますか。

もともと宮中では元日の朝未明に、天皇が大極殿に出御され、百官の祝賀を受ける「朝賀」の式があつたとのこと。

一か月前から高御座を設け、即位式と同様の大がかりな大礼であつたそうですが、度重なる大極殿の火災もあり、平安半ばから行われなくなつたよし。替わつて略式なものとして、③の絵にある「小朝拝」が清涼殿で、殿上人等によつ



宮内庁宮内公文書館

85176

孝明天皇紀附図原稿四二 絵図類原案一一二〇・「小朝拝の図」

③宮内庁宮内公文書館所蔵「孝明天皇紀附図原稿四二・絵図類原案一一二〇・「小朝拝の図」」安政四年正月



福井 ひとし（ふくい・ひとし）氏

一九六二年三重県生、東京大学法学部卒、八五年から総務庁、内閣官房、復興庁、沖縄総合事務局等に勤務。内閣府参事官として公文書管理法の制定に参画、その後、福岡大学教授、内閣審議官、国立公文書館理事、日本学術会議事務局長、迎賓館長を経て、二〇二二年から国立公文書館で首席研究官。役人時代、国会予算委員会で答弁、総理と米大統領を先導、そして今、両憲法の原本と毎日一緒に暮らしているのが人生三大レガシー！（イラストも筆者）

て行われた。応仁の乱のとき一時中絶したが、延徳二年（一四九〇）より再興（石村貞吉「有職故実」）。せつかくのお正月なので、宮内公文書館デジタルアーカイブから借りてきました。この絵は、安政四年（一八五八年）正月元旦、御座に着かれた孝明天皇の前に殿上人らが列立する場面を描く。左右に松飾りあり。この年六月、日米修好条約に幕府が無効許調印。秋、安政の大獄が始まります。

（参考資料）

本文中に触れた

宮内庁編「明治天皇記」第一（吉川弘文館 一九六八）

宮内庁編「昭和天皇実録」第十（東京書籍 二〇一六）

尾崎護「低き声にて語れ——元老院議官 神田孝平」（新潮社 一九九八）

平山昇「鉄道が変えた社寺参拝」（交通新聞社新書 二〇一二）

内藤陽介「年賀状の戦後史」（角川ONEテーマ21 二〇一）

石村貞吉（嵐義人校訂）「有職故実」上（講談社学術文庫 一九八七）

のほか、当然ながら

国立公文書館デジタルアーカイブ

国立公文書館アジア歴史資料センター（特にアジ歴グロッサリー）

宮内公文書館デジタルアーカイブ

のほか、

八條忠基「有職故実から学ぶ年中行事百科」（淡交社 一〇二二）

鈴木勇一郎「電鉄は聖地をめざす 都市と鉄道の日本近代史」（講談社選書メチエ二〇一九）

岡田芳朗「明治改曆「時」の文明開化」（大修館書店 一九九四）

日本郵便株式会社監修「年賀状のおはなし」（ゴマブックス 二〇一九）

※国立公文書館のみなさん、いつもありがとうございます。感謝です。